

JIS

エネルギーマネジメントシステム－ 複数の組織で共通のエネルギーマネジメント システムを実施するための手引

JIS Q 50009 : 2023

(ISO 50009 : 2021)

(IAE/JSA)

令和 5 年 12 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	株式会社 AIST Solutions
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 5.12.20

官 報 掲 載 日：令和 5.12.20

原 案 作 成 者：一般財団法人エネルギー総合工学研究所

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-14-2 新橋 SY ビル TEL 03-3508-8891)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
3.1 組織に関連する用語	3
3.2 マネジメントシステムに関連する用語	4
3.3 要求事項に関連する用語	5
3.4 パフォーマンスに関連する用語	7
3.5 エネルギーに関連する用語	10
3.6 略語	11
4 エネルギーマネジメントグループの状況	11
4.1 エネルギーマネジメントグループ及びその状況の理解	11
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	12
4.3 共通のエネルギーマネジメントシステムの適用範囲の決定	12
4.4 エネルギーマネジメントシステム	14
5 リーダーシップ	14
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	14
5.2 共通のエネルギー方針	16
5.3 組織の役割、責任及び権限	17
6 計画	17
6.1 リスク及び機会への取組み	17
6.2 目的、エネルギー目標及びそれを達成するための計画策定	17
6.3 エネルギーレビュー	19
6.4 エネルギーパフォーマンス指標	20
6.5 エネルギーベースライン	21
6.6 エネルギーデータ収集計画	21
7 支援	21
7.1 資源	21
7.2 力量	22
7.3 認識	22
7.4 コミュニケーション	22
7.5 文書化した情報	22
8 運用	22
8.1 運用の計画及び管理	22
8.2 設計	23

	ページ
8.3 調達	23
9 パフォーマンス評価	23
9.1 エネルギーパフォーマンス及び EnMS の監視, 測定, 分析及び評価	23
9.2 内部監査	24
9.3 マネジメントレビュー	24
10 改善	25
10.1 不適合及び是正処置	25
10.2 構成組織による継続的改善	25
附属書 A (参考) エネルギーマネジメント委員会の役割及び責任	27
附属書 B (参考) エネルギーマネジメントグループ及び共通のエネルギーマネジメントシステムの 事例	29
解 説	33

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人エネルギー総合工学研究所（IAE）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

エネルギーマネジメントシステム— 複数の組織で共通のエネルギーマネジメント システムを実施するための手引

Energy management systems—Guidance for implementing a common energy management system in multiple organizations

序文

この規格は、2021年に第1版として発行されたISO 50009を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

JIS Q 50001は、単一の組織がエネルギーパフォーマンスを継続的に改善するために必要なシステム及びプロセスの確立を可能にするように開発された。状況によっては、複数の組織がエネルギーマネジメントグループ(EnMG)を設立して共同でエネルギーをまとめて管理すると、より良いエネルギーマネジメント結果を得られることがある。この状況は、技術の変化及び分散型エネルギー資源の普及によって生じると考えられる。

EnMGには、次のような複数組織を含めることが可能である。

- 都市、地区、単一の工業団地など、地理的に特定の地域内で活動する組織
- 食品加工、鉄道輸送、大学など、単一のセクターに属する組織
- スーパーマーケットチェーン、自動車メーカーなど、共通の顧客(サプライチェーンメンバー)を共有する組織
- ショッピングモールの建物のテナントオーナーなど、共通のサービス提供者からサービスを受ける組織
- 一つのユーティリティシステム(蒸気、電気など)を共有する組織
- フランチャイズグループの一部を形成する組織。フランチャイズのファストフードチェーン(共通の供給者との)、共同店舗網の下で運営される独立した小売店など、共通の供給者をもつ可能性がある(ただし、必ずしももつ必要はない。)
- 株式の持ち合い関係がある、共通の所有権下にあるなど、より広い経済グループの一部を形成する組織
- 自治体が所有する様々な種類の施設(市役所、図書館、病院など)
- (自発的に設定した又は義務付けられた)共通の目的又はエネルギー目標を共有する組織
- 同じエネルギーパフォーマンス指標(EnPI)の改善に合意する組織
- 業界団体のメンバー